

四日市市告示第113号

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業実施要綱（平成3年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 913 794 1010"><u>四日市市民間保育所等保育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="252 1093 347 1128">（目的）</p> <p data-bbox="204 1151 820 1659">第1条 この要綱は、<u>民間が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）</u>における、<u>1歳児の保育を担う担当保育士の配置強化及び保護者の就労機会の拡大に伴い増加する3歳未満の低年齢児（以下「低年齢児」という。）</u>の保育を担う担当保育士の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="252 1742 513 1778">（保育士配置基準）</p> <p data-bbox="204 1800 804 1897">第5条 <u>低年齢児</u>保育担当保育士の配置基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="236 1919 580 1955">(1)から(3)まで （略）</p> <p data-bbox="210 1977 354 2013">2 （略）</p>	<p data-bbox="938 913 1439 1010"><u>四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="896 1093 992 1128">（目的）</p> <p data-bbox="849 1151 1465 1599">第1条 この要綱は、<u>保護者の就労機会の拡大に伴い増加する3歳未満の低年齢児（以下「3歳未満児」という。）</u>の受入れに対し、民間が設置する保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）の担当保育士の資質向上と保育内容における公私格差の是正を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="896 1742 1158 1778">（保育士配置基準）</p> <p data-bbox="849 1800 1449 1897">第5条 <u>3歳未満児</u>保育担当保育士の配置基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="880 1919 1225 1955">(1)から(3)まで （略）</p> <p data-bbox="855 1977 999 2013">2 （略）</p>

(対象保育所等の義務)

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所等を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、低年齢児の受入れ体制の拡大及び充実並びに施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所等が第5条に規定する保育士配置基準により低年齢児の保育を実施した場合は、当該保育所等の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。ただし、低年齢児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、当該額の2分の1の額(1円未満端数切捨て)とする。

区分	加算単価	
	<u>低年齢児</u> 保育強化分	<u>1歳児</u> 保育強化分
0歳児	<u>1人につき</u> 月7,000円	
1歳児	<u>1人につき</u> 月5,000円	<u>1人につき</u> 月29,903円
2歳児	<u>1人につき</u> 月3,000円	

(対象保育所等の義務)

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所等を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、3歳未満児の受入れ体制の拡大・充実及び施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所等が第5条に規定する保育士配置基準により3歳未満児の保育を実施した場合は、当該保育所等の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。ただし、3歳未満児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、当該額の2分の1の額とする。

区分	運営費加算単価
0歳児	<u>1人につき月7,000円</u>
1歳児	<u>1人につき月5,000円</u>
2歳児	<u>1人につき月3,000円</u>

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所等の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所等保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、保育士等配置状況調書(第2号様式。以下「調書」という。)を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 1歳児については、低年齢児保育強化分と1歳児保育強化分の両加算について、請求をすることができるものとする。

(精算)

第10条 途中入所又は退所により対象児童数に変更が生じた場合は、翌月以降に精算するものとする。ただし、3月分については、対象児童の数が確定した後に請求書を提出し、精算を生じさせないものとする。

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所等の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市基準保育士等配置状況調書(第2号様式。以下「調書」という。)を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 「四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業」の対象になった1歳児についても併せて請求をすることができるものとする。

(精算)

第10条 途中入所・退所により対象児童数に変更が生じた場合は、翌月以降に精算するものとする。ただし、3月分については、対象児童の数が確定した後に請求書を提出し、精算を生じさせないものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

四日市市民間保育所保育強化推進事業費 （運営費市単加算）請求書

年度 月分 保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請求金額 円

請求内訳

	初日入所人員	前月1日入所人員精算	人員計	運営費加算単価		金額計
				低年齢児保育強化分	1歳児保育強化分	
0歳児	人	人	人	円	円	円
1歳児	人	人	人	円	円	円
2歳児	人	人	人	円	円	円

前月までの途中入退所精算		入 所	退 所	人員計	運営費加算単価		金額計
		①	②	①-②	低年齢児保育強化分	1歳児保育強化分	
前月までの途中入退所精算	0歳児	人	人	人	円	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円	円
3月途中入退所 (3月請求分のみ使用欄)	0歳児	人	人	人	円	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円	円

保育士等配置状況調書

施設名

作成日

園長	副園長（認定こども園）	主任保育士、主幹保育教諭（認定こども園）
	資格（有・無）	

<クラス編成表>

クラス年齢	クラス名	四日市市児童数			広域 児童数	受入 可能数	配置保育士等	
		保育認定	教育認定	計			職員名（常勤）	職員名（非常勤）
5歳児				0				
				0				
4歳児				0				
				0				
3歳児				0				
				0				
2歳児				0				
				0				
1歳児				0				
				0				
0歳児				0				
				0				
合計	-	0	0	0	0	0	-	-

<担当職務別 その他配置職員>

担当職務	職員名	雇用形態	資格
事務職員			
看護師			
標準時間対応の常勤保育士			
主任保育士、主幹保育教諭2人（認定こども園）を専任化させるための代替保育士等			
療育支援加算を適用するため、主任保育士等を専任化させるための補助者			
高齢者等活躍促進加算の非常勤職員			
講師配置加算対象者（認定こども園）			
保育支援者（保育体制強化事業）			
延長保育			
一時保育			
一時預かり（幼稚園型）			

担当職務（調理員）

職員名	雇用形態

担当職務（栄養士）

職員名	雇用形態

<特別支援保育加配保育士>

職員名	資格

保育士等配置状況調査書

施設名 _____

作成日 _____

<加算条件・・・下記の1~4を選択>

いずれか1つを選択

加算条件		選択
1	3歳児配置改善加算+市基準	
2	3歳児配置改善加算+市基準+4歳以上児加算	
3	3歳児配置改善加算	
4	加算なし	

利用定員	
1号	人
2号	人
3号	人
合計	0 人

①最低基準を満たすために必要な保育士数

保育士配置状況等		入所児童数	保育士定数
月 初 の 状 況	5歳児 /	0人	
	4歳児 /	0人	
	3歳児 /	0人	
	2歳児 /	0人	
	1歳児 /	0人	
	0歳児 /	0人	
小計 (小数点以下を四捨五入) ※定員90人以下は+1		0人	1人
最低基準を満たすための保育士数			1人

上記の1~4を選択することにより
20:1または15:1になります

上記の1~4を選択することにより
6:1または4:1になります

...①

②加配保育士等数

加配保育士等数 (人)			
保育標準時間認定児童受入	0人	主任・主幹保育教諭専任加算の代替教諭 (常勤)	0人
休日保育加算	0人	学級編成調整加配加算 (こども園のみ)	0人
一時保育	0人	一時預かり (幼稚園型)	0人
延長保育	0人	その他 (0人
①に加えて、加配する保育士等数			0人

③職員配置状況

常勤職員数...A	0人	※常用労働者のごと (正規・臨時等の雇用形態は問わない)
非常勤職員数...B	0人	※常勤以外の短時間勤務保育士や、いわゆる常勤的非常勤等
Bの常勤換算後の人数...C	0人	※下記④により算出
職員配置数...D	0人	

④常勤保育士に代えて非常勤保育士を定数に充てている場合の常勤換算

	氏名	1ヶ月の勤務日数	1日当たりの勤務時間数	1ヶ月の勤務時間数計
1				0時間
2				0時間
3				0時間
4				0時間
5				0時間
6				0時間
7				0時間
8				0時間
9				0時間
10				0時間
計				0時間
施設で定める常勤保育士1日当たりの勤務時間数		時間	分	
施設で定める常勤保育士1月当たりの勤務日数		日		
常勤保育士の1ヶ月の勤務時間数	0時間	常勤換算後の人数	0人	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業実施要綱の廃止)
- 2 四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業実施要綱(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

(こども未来部 保育幼稚園課)